

加古郡衛生事務組合
一般廃棄物処理実施計画

令和2年4月策定

令和2年度 一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年12月25日法律第137号)第6条第1項の規定に基づき、一般廃棄物の処理計画を次のとおり定める。

令和2年4月1日

加古郡衛生事務組合
管理者 清水ひろ子

1. 一般廃棄物処理基本方針

[共通事項]

- (1) 計画期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。
- (2) 計画の区域は、加古郡2町(稲美町及び播磨町)の全域とする。
- (3) 計画区域内から排出される一般廃棄物の排出抑制、減量化及び資源化を推進し、適正処理を行うとともに、地域の清潔と生活環境保全並びに公衆衛生の向上を確保する。

[ごみ処理]

- (1) 収集運搬または直接搬入されたごみは、選別し資源分は回収、可燃分は焼却施設への搬入、不燃分は大阪湾広域廃棄物埋立処分場への搬入を行うことを原則とする。
- (2) 不燃物中に含まれる金属類の有価物は回収して資源化し、最終処分量の減量化をはかる。
- (3) ペットボトルについては、容器包装リサイクル法に基づく資源化をはかる。
- (4) プラスチック製容器包装類については、再生業者に固形燃料化処理を委託し、国内にて再生利用を行うようにはかる。
- (5) 搬入された小型電子機器24品目(デジタルカメラ、ゲーム機、携帯電話等)は、ピックアップ回収し、認定事業者へ引渡しを行い有用金属のリサイクルをはかる。
- (6) 小型電子機器24品目は稲美町・播磨町庁舎内及びイベント会場においてボックス回収を実施する。
- (7) 搬入された剪定枝は、チップ化処理を行い、資源化による可燃物の減量化をはかる。
- (8) 搬入された刈り草等は、再生業者に堆肥化処理を委託し、可燃物の減量化をはかる。
- (9) 搬入された蛍光灯・乾電池等は、保管後処理委託業者へ引渡しを行い、資源リサイクルをはかる。
- (10) 水銀使用廃製品(蛍光灯、乾電池、体温計、温度計、血圧計)について、回収量の増加をはかる。

[し尿処理]

- (1) 搬入されたし尿、浄化槽汚泥の安定処理を行う。
- (2) 放流水は、安全で確実な処理を行い、良質な処理水として放流を行う。
- (3) 処理過程で発生した脱水汚泥は、再生業者に堆肥化処理を委託し、有機肥料として農地還元等をはかる。

[収集運搬]

- (1) 加古郡内より発生するごみについては、稲美町及び播磨町の収集運搬計画により行う。
- (2) し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬については、計画的且つ効率的な収集運搬が推進されるよう協力する。

2. 計画対象区域

	面積(k㎡)	人口(人)	世帯(世帯数)
稲美町	34.92	31,000	12,700
播磨町	9.13	34,500	15,000
組合圏域	44.05	65,500	27,700

※面積は平成28年10月1日現在国土院調査、人口・世帯数は稲美町及び播磨町令和2年度一般廃棄物処理実施計画の数字を用いている。

3.ごみ処理計画

- ・当組合におけるごみ処理計画は、加古郡(稲美町及び播磨町)全体を対象とする。
- ・収集運搬については、各自治体が策定する収集運搬計画による。

(1) ごみ処理計画フロー図

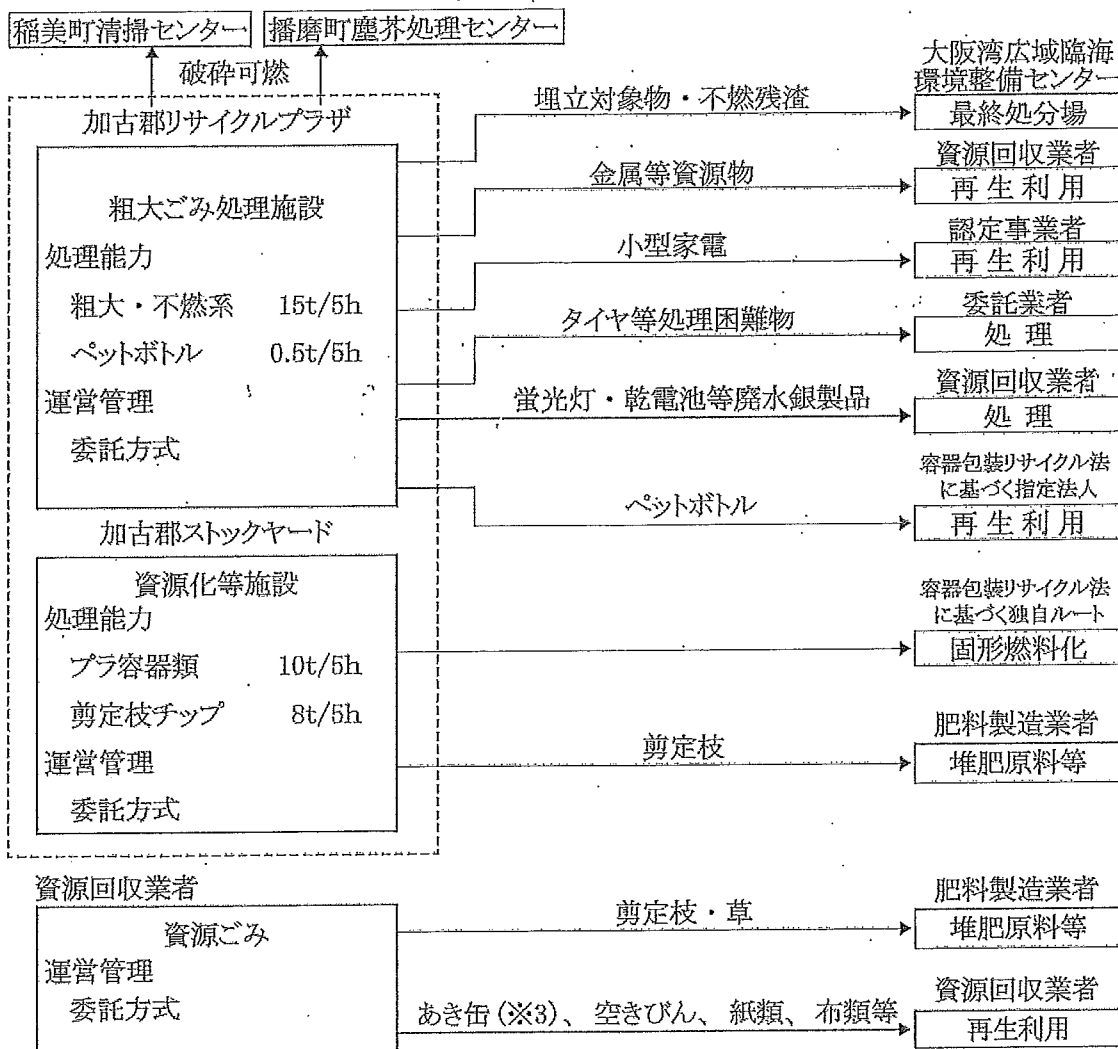
市町村

稲美町 12種18分別※1
播磨町 12種17分別※2

収集運搬体制

- ・稲美町収集運搬委託業者
- ・稲美町収集運搬許可業者
- ・播磨町直営
- ・播磨町収集運搬許可業者
- ・加古郡内直接搬入(一般、事業者)

- ※1 可燃物、粗大物、不燃物、資源物9種(プラスチック製容器類、空き缶、スプレー缶等、空きびん3分別、ペットボトル、紙類5分別、布類、蛍光灯、乾電池)
- ※2 可燃物、粗大物、不燃物、資源物9種(プラスチック製容器類、空き缶、食用廃油、蛍光灯、乾電池、空きびん3分別、ペットボトル、紙類4分別、布類)



- ※播磨町排出空き缶は、直営収集後、塵芥処理センター内空き缶プレス施設で中間処理
- ※播磨町排出食用廃油は、直営収集後、塵芥処理センター内で一時保管

(2) 収集運搬計画

構成団体	収集主体	収集計画及び収集業務	搬入先
稲美町	稲美町	稲美町において収集計画を策定し、収集業務を委託で行う。	稲美町清掃センター 播磨町塵芥処理センター 加古郡リサイクルプラザ
播磨町	播磨町	播磨町において収集計画を策定し、収集業務を直営及び委託で行う。	加古郡ストックヤード 資源回収業者 その他指定場所

(直営)

【播磨町】

収集人員	11人						
収集車両	4.00tパッカー車	1台	3.00tパッカー車	2台	3.50tパッカー車	2台	
	4.00tダンプ車	1台	2tダンプ車	2台			
							計 8台

(委託業者)

【稲美町】

①いけだ興産(株)	加古郡稲美町中村1137-1	収集人員	12人
収集車両	2.05tパッカー車 1台	2.25tパッカー車 1台	2.75tパッカー車 1台
	2.90tパッカー車 2台	3.15tパッカー車 1台	3.00tダンプ車 1台
	3.45tダンプ車 1台	軽四トラック 1台	軽四バン 1台
	小型特殊自動車 1台		計 11台
②稲美清掃	加古郡稲美町加古 4119-4	収集人員	1人
収集車両	軽四トラック車 1台		計 1台

※委託業務において稲美清掃の収集運搬する一般廃棄物は、動物の死体とする。

(許可業者)

【稲美町】

①いけだ興産(株)	加古郡稲美町中村1137-1	収集人員	12人
収集車両	2.05tパッカー車 1台	2.25tパッカー車 1台	2.75tパッカー車 1台
	2.90tパッカー車 2台	3.15tパッカー車 1台	3.00tダンプ車 1台
	3.45tダンプ車 1台	軽四トラック 1台	軽四バン 1台
	小型特殊自動車 1台		計 11台
収集ごみ量(事業系)	可燃ごみ 2,650t	不燃ごみ 25t	
②稲美清掃	加古郡稲美町加古 4119-4	収集人員	5人
収集車両	2.60tパッカー車 1台	軽四トラック 1台	計 2台
収集ごみ量(事業系)	可燃ごみ 200t	不燃ごみ 0t	
③(有)岡田清掃社	加古郡稲美町中村 1244	収集人員	4人
収集車両	2.00tパッカー車 1台	軽四トラック 1台	計 1台
	可燃ごみ 50t	不燃ごみ 0t	

【播磨町】

①竹本商会	明石市二見町西二見 1622-1		
収集車両	2.00tパッカー車 3台	軽四トラック車 1台	計 4台
収集ごみ量(事業系)	可燃ごみ等 554t		
②金澤産業(株)	加古郡稲美町加古 3869		
収集車両	1.95tパッカー車 1台	1.70tパッカー車 1台	2.50tパッカー車 1台
			計 3台
収集ごみ量(事業系)	可燃ごみ等 472t		
③木村工業(株)	明石市大久保町ゆりのき通 1-5-17		
収集車両	2.65tパッカー車 2台		計 2台
収集ごみ量(事業系)	可燃ごみ等 658t		

④(有)第一清掃	加古郡播磨町南大中 2-5-15					
収集車両	1.85tパッカー車	1台	3.00tコンテナ車	1台	軽四トラック車	2台
					計	4台
収集ごみ量(事業系)	可燃ごみ等		19t			
⑤加古郡広域シルバー人材センター	加古郡播磨町南野添 1-23-7					
搬入車両	1.35tトラック車	1台	1.10tトラック車	2台	1.00tトラック車	1台
	軽四トラック車	6台			計	10台
収集ごみ量(引越ごみ等)	引越ごみ等		13t			

(3) 中間処理計画

- ・ 中間処理は、可燃物、不燃物、資源物、処理困難物別に処理するものとする。
- ・ 可燃物は、資源化が可能なものを除き、各町が運営する焼却炉において焼却処理を行う。
- ・ 不燃物は、資源化が可能なものを除き、大阪湾広域臨海環境整備センターに埋立処分を委託する。
- ・ 搬入された粗大ごみ及び不燃ごみは、粗大ごみ処理施設にて資源回収・破碎選別処理を行う。
- ・ プラスチック製容器包装類は、再生業者に固形燃料化処理を委託する。
- ・ ペットボトルは、容器包装リサイクル法に基づき指定業者に引渡す。
- ・ 剪定枝は、廃木材破碎設備にてチップ化による資源化処理を行う。
- ・ 草類は、再生業者に堆肥化処理を委託する。
- ・ 蛍光灯、乾電池は、保管後全都清ルートで処理委託する。
- ・ 処理困難物のうち、タイヤ及び耐火金庫は、業者に資源化を委託する。
- ・ 適正処理困難物は、排出者が専門業者又は取扱店へ処理のための引渡しをする。
- ・ 搬入された小型電子機器24品目(携帯電話、ゲーム機、デジタルカメラ等)は、小型家電リサイクル法に基づき認定事業者に引渡し、有用金属の資源化を行う。
- ・ 在宅医療廃棄物のうち、注射針、注射器は受け取られた医療機関又は薬局に引渡しをする。
- ・ 不適切排出された医療廃棄物は、産廃業者に処分を委託する。
- ・ 家電リサイクル法等の対象品目(冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、テレビ、エアコン、パソコン)は、排出者が法に従い再商品化のために業者に引渡しをする。
- ・ 各種リサイクル法の趣旨に基づき、資源の有効利用をはかる。
- ・ 一時的に多量排出されるごみは、排出者が処理施設へ自己搬入するか、又は一般廃棄物収集運搬許可業者に収集運搬を依頼する。

家庭系ごみの適正処理及びその実施主体について下記の表に示す。

排出区分	処理方法	処理主体	
		稲美町	播磨町
可燃ごみ(燃えるごみ)	焼却、残渣埋立	稲美町	稲美町清掃センター
		播磨町	播磨町塵芥処理センター
不燃ごみ(燃えないごみ) 粗大ごみ	資源化 破碎選別後残渣は焼却または埋立	加古郡リサイクルプラザ	
資源ごみ(空きびん類、空き缶類、紙類、布類)	資源化	廃品回収業者又は資源化業者 (播磨町の空き缶類は播磨町塵芥処理センター)	
資源ごみ (ペットボトル、プラスチック製容器類、ボウリング球、剪定枝、草)	資源化	加古郡リサイクルプラザ (加古郡ストックヤード)	
スプレー缶等	資源化	稲美町	資源化業者
蛍光灯・乾電池	資源化	稲美町・播磨町	資源化業者
食用廃油	資源化	播磨町	資源化業者

計画処理量	3,381t		
・粗大ごみ	1,026t	選別後発生量	
・不燃ごみ	741t	・資源物	1,904t
・ペットボトル	45t	・可燃物	1,290t
・プラスチック製容器包装類	386t	・不燃物	187t
・蛍光灯・乾電池	12t		
・剪定枝	700t		
・刈草・落葉	470t		
・ボウリング球	1t		

(4) 収集しないごみ

事業系ごみ	店舗、事務所、事業所の一般廃棄物	業者自ら、または収集運搬許可業者に委託して、処理施設に搬入する。 搬入処理手数料 130 円/10kg
一般家庭から排出されるオートバイ(排気量 125 cc 以上)、消火器(4 本まで)、タイヤ(4 本まで)、バッテリー、農機具等の大型機械類(大きさ制限あり要相談)		排出者自ら、または収集運搬許可業者に委託して、処理施設に搬入する。

(5) 扱わないごみ

産業廃棄物、建築廃材(住宅設備、材木、ブロック等)、プロパンガスボンベ、感染性医療廃棄物、薬品、農薬等	販売店か処理業者に相談する。
テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン	家電リサイクル法対象品は、購入先(買い替えも含む)の販売店か兵庫県電機商業組合加盟の協力店に依頼する。収集運搬費用とリサイクル料金が必要です。
パソコン	メーカー等がリサイクルを行うので、メーカーに回収を申し込む。 ^{PC} マークが無いものはリサイクル料金が必要です。

(6) 処理施設

(焼却施設)

① 稲美町清掃センター(設置主体;稲美町)

平成8年4月稼働

型式	処理能力	運営方式	処理計画
バッチ式ストーカ	15t/8H×2炉	委託	令和2年度 8,700tを見込む

② 播磨町塵芥処理センター(設置主体;播磨町)

平成4年4月稼働

型式	処理能力	運営方式	処理計画
準連続燃焼式ストーカ	45t/24H×2炉	委託	令和2年度 12,204tを見込む (高砂市分 4,400tを含む)

(粗大ごみ処理施設)

③ 加古郡リサイクルプラザ(設置主体;加古郡衛生事務組合)

平成10年4月稼働

型式	処理能力	運営方式	処理計画
二軸式+高速回転式破碎	15t/5H	委託	令和2年度 1,767tを見込む

(資源化施設)

④ 播磨町塵芥処理センター内空き缶プレス施設(設置主体;播磨町)

平成5年4月稼働

型式	処理能力	運営方式	処理計画
圧縮成形方式	1t/5H	直営	令和2年度 22tを見込む

⑤加古郡ストックヤード容器包装プラ処理施設(設置主体;加古郡衛生事務組合) 平成13年3月稼動

型式	処理能力	運営方式	処理計画
圧縮梱包方式	10t/5H	委託	令和2年度 386tを見込む

⑥加古郡リサイクルプラザ内ペットボトル処理施設(設置主体;加古郡衛生事務組合) 平成13年3月稼動

型式	処理能力	運営方式	処理計画
圧縮減容梱包方式	0.5t/5H	委託	令和2年度 45tを見込む

⑦加古郡ストックヤード内剪定枝処理施設(設置主体;加古郡衛生事務組合) 平成26年4月更新

型式	処理能力	運営方式	処理計画
設置型破碎方式	8t/5H	委託	令和2年度 200tを見込む

(中継施設)

⑧播磨町塵芥処理センター内牛乳パック、蛍光灯保管場所(設置主体;播磨町) 平成5年4月稼動
容量 200 m³

(最終処分場)

⑨稲美町最終処分場(設置主体;稲美町) 昭和63年9月埋立開始

一般廃棄物最終処分場(安定型)

面積:11,032 m² 残余容量:30,247 m³

⑩大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場(設置主体;大阪湾広域臨海環境整備センター)

平成13年12月埋立開始

一般廃棄物最終処分場(管理型)

面積:880,000 m²

(7) 一般廃棄物の減量及びリサイクル推進の方法

①発生抑制の取組

- ・ 組合は、構成町が実施する買い物袋持参運動に協力し、レジ袋削減の周知活動を行う。
- ・ 構成町広報、ホームページ、各種イベントを利用したごみ減量の指導や啓発を行う。
- ・ プラザ学習棟にてベビー用品の貸し出し、廃家具の展示販売や制服の交換により再利用の促進を行う。
- ・ 1日 150 kgを超えた多量排出の一般家庭ごみを直接稲美町清掃センターに持ち込む場合は、10 kgあたり80円の処理手数料を徴収する。
- ・ 稲美町の食品関係事業者は登録再生利用事業者制度での廃棄物の有効利用を促す。
- ・ 可燃ごみへの再生可能な紙類混在率が高いため、雑紙類の分別徹底の普及・周知活動を行う。
- ・ 事業系一般廃棄物について、処理手数料の改定を実施したが、今後はごみ減量マニュアル等を活用した排出抑制に向けた周知活動を行う。

②リサイクル推進

- ・ 構成町による資源ごみの定期収集による資源化の推進を行う。
- ・ 資源ごみの適正排出を図るため、ごみの分け方・出し方のチラシ配布、広報、ホームページ等を活用した周知、啓発の実施を行う。
- ・ 圏域住民による加古郡リサイクルプラザ等への資源ごみの自己搬入による資源化の推進を行う。
- ・ 加古郡リサイクルプラザ搬入剪定枝のチップ化による資源化の推進を行う。

令和2度 し尿処理実施計画

1. 計画対象区域

	面積(K.m ²)	人口(人)	世帯(世帯数)
稲美町	34.92	31,000	12,700
播磨町	9.13	34,500	14,900
組合圏域	44.05	65,500	27,700

※ 面積は平成30年10月1日現在国土地理院調査、人口・世帯数は稲美町及び播磨町平成31年度一般廃棄物処理実施計画の数字を用いている。

2. し尿処理計画

・当組合におけるし尿処理計画は、加古郡(稲美町及び播磨町)全体を対象とする。

(1) [排出量]

単位:k θ

種別	稲美町	播磨町	圏域計
生し尿	2,700	680	3,380
浄化槽汚泥	2,700	2,004	4,704
合計	5,400	2,684	8,084

(2) [収集運搬計画]

・加古郡(稲美町及び播磨町)内で発生する生し尿の収集運搬については、委託業者による収集運搬とする。

・加古郡(稲美町及び播磨町)内で発生する浄化槽汚泥の収集運搬については、許可業者による収集運搬とする。

	収集主体	収集方法	搬入先
稲美町	稲美町	生し尿は委託業者(2社)に、浄化槽汚泥は許可業者(3社)による直接収集とする。	加古郡衛生センター
播磨町	播磨町	生し尿は委託業者(1社)に、浄化槽汚泥は許可業者(5社)による直接収集とする。	

(廃掃法第7条許可業者)

業者名	収集運搬体制		収集ごみ量
	収集人員	収集車両	
【稲美町】			
稲美清掃 加古郡稲美町加古4119-4	5人	7k θ バキューム車 1台 3.7k θ バキューム車 1台 2k θ バキューム車 1台	生し尿 1,200k θ 浄化槽汚泥 1,000k θ
(有)岡田清掃社 加古郡稲美町中村1244	4人	7.2k θ バキューム車 1台 3.4k θ バキューム車 1台 1.8k θ バキューム車 1台	生し尿 1,500k θ 浄化槽汚泥 1,000k θ
播磨管轄(有) 加古川市平岡町土山1192番地の5	11人	3.6k θ バキューム車 1台 3.7k θ バキューム車 1台	浄化槽汚泥 700k θ

【播磨町】			
(有)播磨清掃社 加古郡播磨町北本荘7丁目9番18号	4人	3.7kℓバキューム車 1台 1.8kℓバキューム車 1台	生し尿 680kℓ 浄化槽汚泥 739kℓ
(株)SIC 加古川市加古川町備後296番地	128人	大型清掃車 3台 4t清掃車 1台 4kℓバキューム車 1台	浄化槽汚泥 504kℓ
(有)エコクリーン 加古川市別府町別府889-7	11人	4kℓバキューム車 1台	浄化槽汚泥 182kℓ
阪神連合清掃(株) 明石市大明石町1丁目12-17	6人	2.7kℓバキューム車 1台 3.05kℓバキューム車 1台	浄化槽汚泥 28kℓ
播磨営繕(有) 加古川市平岡町土山1192番地の5	11人	3.6kℓバキューム車 1台 3.7kℓバキューム車 1台	浄化槽汚泥 551kℓ

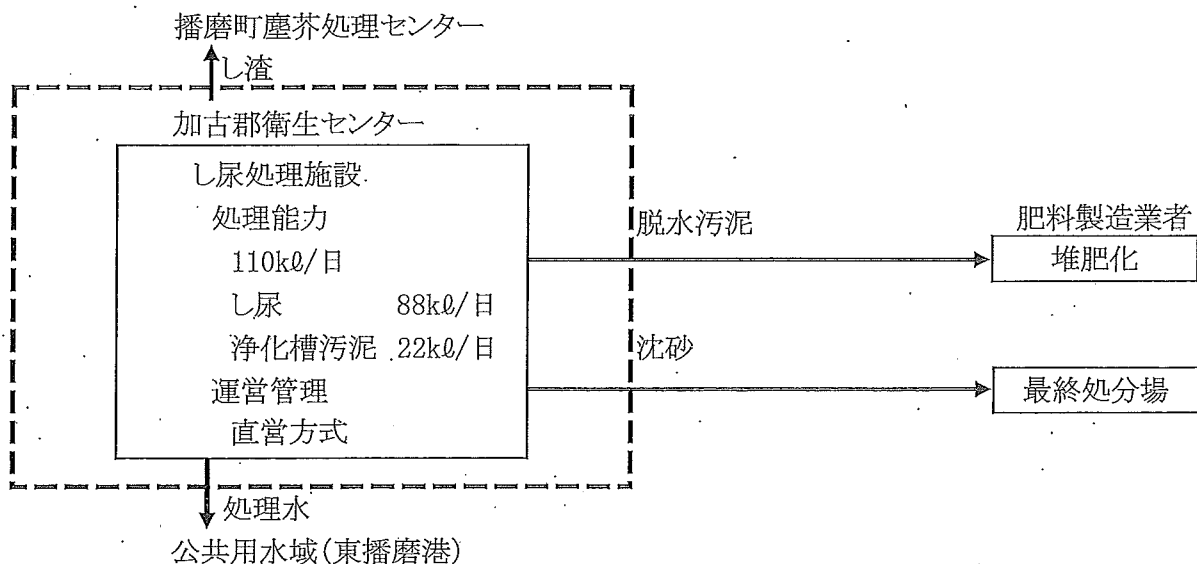
(3) [処理計画]

- ・当組合におけるし尿処理計画は、加古郡(稲美町及び播磨町)全体を対象とする。
- ・処理工程で発生する脱水汚泥は、肥料製造業者に堆肥化を委託し、し渣は播磨町塵芥処理センターにて焼却処分する。また、沈渣については、最終処分場にて埋立処分を行う。

(処理量・発生量)

- ・し尿処理量 8,084kℓ(生し尿3,380kℓ・浄化槽汚泥3,104kℓ・農集汚泥1,600kℓ)
- ・前処理し渣発生量 2.4t(含水率 60%)
- ・脱水汚泥発生量 230t(含水率 80%)

[ごみ処理計画フロー図]



(し尿処理施設)

①加古郡衛生センター(設置主体;加古郡衛生事務組合)

昭和62年4月稼動

方式	処理能力	運営方式	処理計画
低希釈二段活性汚泥法 +高度処理	110kℓ/日	委託	生し尿 3,419kℓを見込む 浄化槽汚泥 4,936kℓを見込む

[その他]

① 排出抑制

生活雑排水の排出抑制は、公共下水道区域内では終末処理場への負荷を軽減し、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽においても処理水量を減らすことにより放流量を抑制することにつながる。よって、ライフスタイルを見直すことで生活雑排水の発生を抑制することが重要となる。

住民に対して、風呂の残り湯の洗濯水への利用、米のとぎ汁の植木への散水利用、食器汚れの拭き取り、節水型トイレの導入、廃食用油の生活排水への混入防止等について協力を呼び掛ける。

② 浄化槽の管理等に関する広報・啓発

生活排水対策の重要性、浄化槽管理の重要性について、住民への周知のため町広報誌及びホームページ等での情報提供・周知を図るとともに下水道利用を呼びかける。